

## 6 耐震対策（住宅・建築物、宅地）、盛土対策

### 基本方針

想定を超える地震や豪雨等による災害が頻発する中、被害を軽減させるためには、住宅や宅地等の所有者である府民が自発的に予防対策を進めることが重要です。そのために、業界団体や市町村等と連携し、対策の重要性に関する普及啓発や情報提供を行うとともに、法令に基づく各種調査や手続き、補助制度等の活用による支援を推進します。

### 現状と課題

#### 1 耐震対策

全国各地で大規模な地震による住宅・建築物の倒壊や宅地の崩落等の災害が多発しており、京都府内に影響を及ぼす地震として、南海トラフ地震や22断層による内陸直下型地震が発生する可能性が高まっています。

##### (1) 住宅・建築物

「京都府建築物耐震改修促進計画」に掲げている耐震化率の達成に向け、引き続き、取り組む必要があります。

目標＝住宅：令和7年度に95%（現状・88%）

要緊急安全確認大規模建築物：令和7年度に90%（現状・82%）

##### (2) 宅地

大規模盛土造成地は、地震発生時等に滑動崩落し、宅地地盤に被害を及ぼす可能性があり、京都市を除く府内全域において、1,278箇所存在しています。

今後、第二次スクリーニング調査計画を作成し、府内市町村とともに防災対策を検討する必要があります。

#### 2 盛土対策

令和3年7月に静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩壊し、土石流災害が発生したことを契機とし、危険な盛土等に関する規制が必ずしも十分でないエリアが存在していることが明らかになりました。こうした災害から人命・財産を守るため、「宅地造成等規制法」が法律名・目的を含めて抜本的に改正され、全国一律の基準で包括的に規制する「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」として、令和4年5月27日に公布されました。

同法は令和5年5月26日に施行されたところですが、本格的な法運用へ向け、施行日から2年以内に基礎調査<sup>\*</sup>を実施した上で新たな規制区域を指定します。

※法に基づき、府域（京都市除く）を対象とし、人家等の分布状況把握、区域指定調査を行うもの。

### 令和6年度主要事業の概要

#### 1 耐震対策（住宅・建築物、宅地）

##### (1) 住宅・建築物の耐震対策の推進

- 「京都府建築物耐震改修促進計画」に基づき、関係団体や市町村と連携しながら、大地震の際に倒壊のおそれの高い昭和56年以前に着工した住宅・建築物の耐震改修等を進めます。
- 令和6・7年度は緊急的に補助制度を拡充し、今後の地震に対する備えとして耐震化の促進を図ります。
  - ・耐震診断助成事業（木造住宅、マンション）の推進
  - ・木造住宅耐震改修等助成事業（本格改修、簡易改修、耐震シェルター設置）の推進
  - ・大規模建築物、緊急輸送道路沿道建築物等の耐震化の推進
  - ・普及、啓発（耐震フェア、出前講座等）

住宅耐震化総合支援事業実績 (戸数)

年 度	元	2	3	4	5
耐震診断※	620	573	628	705	584
本格改修※	204	165	143	98	68
簡易改修※	868	651	591	66	48
耐震シェルター設置※	0	1	0	0	0

※市町村独自実施分含む

大規模建築物等耐震化緊急支援事業実績 (棟)

年 度	元	2	3	4	5
耐震設計	0	1	0	2	1
耐震改修	2	0	0	0	1

緊急輸送道路沿道建築物耐震化支援事業実績 (棟)

年 度	元	2	3	4	5
耐震診断	1	5	4	13	3
耐震設計	0	0	0	0	1
耐震改修	0	0	1	1	0

(2) 宅地の耐震対策の推進

- 京都府内1,278箇所の大規模盛土造成地において、現地調査により宅地の状況を把握するとともに、安全性評価を行い、次期調査計画（第二次スクリーニング計画）を作成します。

大規模盛土造成地の安全性把握調査実績（令和5年度末現在）

- ・着手済：1,278箇所

(向日市：7、長岡京市：37、大山崎町：17、京田辺市：101、木津川市：102、和束町：4、笠置町：2、城陽市：42、八幡市：41、久御山町：4、宇治田原町：52、宇治市：102、精華町：112、亀岡市：99、南丹市：50、京丹波町：32、舞鶴市：70、福知山市：169、綾部市：96、宮津市：15、京丹後市：99、伊根町：4、与謝野町：21)

大規模盛土造成地の簡易地盤調査実績※

- ・対象箇所：141箇所

(向日市：1、長岡京市：6、大山崎町：1、京田辺市：7、八幡市：5、城陽市：2、宇治田原町：4、宇治市：12、木津川市：14、精華町：4、亀岡市：13、南丹市：5、京丹波町：5、舞鶴市：9、福知山市：43、綾部市：7、京丹後市：3)

※対象は現地踏査で湧水等を確認した箇所。

(3) 建築物・宅地の地震等被災応急対策

- 地震等の二次災害から府民の安心・安全を守るため、地震被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化等を図ります。
- ・国、都道府県、市町村と連携して講習会・訓練等を行い、実施体制を充実・強化
- ・地震被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士を計画的に更新・養成
- ・判定士の他府県への派遣について円滑な初動体制の確立に向けて検討

2 盛土対策

- 令和5年度に庁内の連携部局を対象として横断的に組織された「盛土対策チーム」において、盛土規制法に規定されている「宅地造成等工事規制区域」及び「特定盛土等規制区域」の指定をはじめとして、引き続き本格的な法運用へ向けた準備を加速します。
- ・区域指定及び法施行へ向け、基礎調査の結果を踏まえ、府内市町村と協議、調整を実施します。
- ・法関連条例の改正など制度環境の整備、執行体制の検討、府民や事業者などへの制度周知や啓発を実施します。